

さいたま市都市経営戦略会議の審議内容等の公表に関する基準

平成21年8月10日決定

(目的)

第1条 この基準は、さいたま市都市経営戦略会議規程（平成17年訓令第12号）第1条に規定するさいたま市都市経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）の審議内容及び会議資料（以下「審議内容等」という。）の公表に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し、その意思決定過程を明らかにし、公正で透明な市政の運営に資することを目的とする。

(審議内容の作成)

第2条 審議内容は、審議の経過が十分把握できるものであることを旨とし、戦略会議終了後、遅滞なく作成するものとする。

2 審議内容には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者名等（役職名）
- (4) 議題
- (5) 提案説明
- (6) 意見等（審議過程における発言）
- (7) 結果（審議事項の了承の有無等）

(審議内容等の公表の方法等)

第3条 審議内容及び会議資料の公表は、市ホームページに掲載するとともに、各区役所の情報公開コーナーにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の公表は、前条第2項第1号及び第4号に掲げる事項並びに会議資料を当該戦略会議の終了の翌日から起算しておおむね5日後（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日は、算入しない。）までに、審議内容を当該戦略会議の終了の翌日から起算しておおむね1か月後までに行うものとする。ただし、当該審議事項に市議会への報告その他の説明等を行う事項が含まれる場合にあつては、当該市議会定例会又は臨時会の閉会の翌日から起算しておおむね15日後（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日は、算入しない。）までに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に定める期間に公表しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

4 前3項の公表については、審議内容等にさいたま市情報公開条例（平成1

3年条例第17号)第7条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる事項が記載されていたときは、当該部分を除き公表するものとする。

附 則

この基準は、平成21年8月10日から施行し、同年5月27日以後に開催された戦略会議の審議内容等の公表から適用する。

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。